



間締検査員。
先日は、「工事検査の目的」についてのご指導
ありがとうございました。
今日は、『何と対比して』工事検査するのかを
昨年に引き続き、確認したいと思います。



昨年度、「工事検査通信 No.21」で紹介しましたが、
福島県工事検査実施要綱 第8条 第2項に、
『検査を行うときは、工事の出来形・品質・出来ばえに
留意しなければならない。』と
記されていることはご存じですよ。



はい。
一方、工事検査実施要綱 第8条 第1項には、
『検査は、工事請負契約書、契約約款及び設計図書と対比して
その適否を判断する。』と記されていますよね。



福島県工事検査基準に記載のとおり、
「出来形」及び「品質」の検査は、位置・寸法及び出来形管理に
関する各種の記録や、品質及び品質管理に関する各種の記録と、
”設計図書” とを対比し、同基準の別表第1 及び別表第2に基づき
行い、適否を判断しています。



一方、「工事実施状況」の検査は、検査の過程で、
検査員が必要と認める場合に、検査を行うことができ、
契約内容等の履行状況・工事施工状況・工事管理状況などに
関する各種の記録と、”契約図書” とを対比し、
同基準の別表第3に掲げる事項に留意して行うことになっています。

実態は、『設計図書と対比して』検査していますよね。
ちなみに、「契約図書とは」を再確認したいのですが？



共通仕様書Ⅰ 総則「1-1-2 用語の定義」に明記されています。
「契約図書」は、“契約書” 及び “設計図書” であり、
“設計図書” は、具体的には、次の4つで、
① 特記仕様書
② 図面
③ 共通仕様書
④ 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
となっています。



なお、「契約図書」の一つである“契約書” との対比については、
基本的に、確認していないのが実態です。



そういえば、設計図書の一つである“共通仕様書”が、H29.10.1に一部改正されましたよね。

そうなんです。重要な改正箇所がありましたね。
H29.10.1以前の共通仕様書Ⅰの“用語の定義”に明記されていた『6.特記仕様書とは、・・・・技術的要求を求める図書をいう。』の次に記載されていた『なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる』の条文が、H29.10.1一部改正により削除されました。



では、“特記仕様書”に含まれていた『指示した書面』及び『承諾した書面』が削除されたことにより、工事検査時での問題は大きいですね？

削除された“なお書き”に相当する“書面”については、『特記仕様書や設計図等に明示、あるいは、設計変更で反映させるべきもの』となります。



そうすると、変更時に、『特記仕様書や設計図等に反映しなければ、設計図書とはならない』ということで、合否に影響しますね。

そのとおりです。但し、“用語の定義”の『9.図面とは、・・・・』の“なお書き”『設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面』は、従来のように、設計図書である“図面”に含まれます。



●本日のポイント

工事検査は、『契約図書と対比して適否を判断』しています。

工事検査実施要綱 第8条に、『検査は、工事請負契約書、契約約款及び設計図書と対比してその適否を判断する。』となっております。

なお、工事検査基準には、出来形・品質・出来ばえ及び工事実施状況の検査に関する内容の条文も記載されております。

また、共通仕様書ⅠのH29.10.1一部改正により、『設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる』の条文が、削除されましたので、注意して下さい。

なお、H30.5.16付け30企技第224号 技術管理課長送付に留意して下さい。

【関係資料】

福島県工事検査実施要綱・工事検査基準

工事検査課HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015d/>

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：間締(マツミ)検査員



：若井(カキ)検査員